第1号様式（第2条関係）

事　前　協　議　書

最終改訂　令和 8年 10月 1日

令和　　年　　月　　日

建築主：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　設計者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

◎適用がある項目 については、適用欄にチェック（☑）を行い、協議担当課と事前協議を行って下さい

◎許可等の要否の欄には、協議担当課にチェックをもらうか、協議担当課に確認の上チェックを行って下さい

◎コメント等欄には、協議担当課の協議印又は許可証等の添付が必要です

◆建築基準関係規定　**※太枠内記入（適用欄にチェック（☑））**

No.	適用	項　目	関係法令	条文	協議担当課	許可等の要否
1	□	市街化区域内の1,000㎡以上の開発行為及び市街化調整区域内の開発行為	都市計画法	29、42 35の2-1	開発サポート室	許可の要否は「宅地造成及び特定盛土等規制法・都市計画法に関する事前協議書」により確認し、同協議書を添付してください。
2	□	市街化調整区域内の建築	都市計画法	42、43-1、41-2		
3	□	宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域内の造成等	宅地造成及び特定盛土等規制法	12-1、16-1、30-1、35-1		
4	□	都市計画施設内の建築許可を添付したもの	都市計画法	53-1	都市政策課 都市計画係	許可 □要　・□不要
5	□	駐車場附置義務区域内の建築に関する届出	駐車場法 附置義務条例	20	あんしん建築課 あんしん建築係	□届出・□承認 □要　・□不要
6	□	土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令	建基法 令80の3	県北振興局 建設管理課	協議 □要　・□不要
7	□	災害危険区域内の建築	佐世保市災害危険区域内の指定等に関する条例	5	あんしん建築課 あんしん建築係	承認 □要　・□不要
8	□	広告物の表示及び広告物の提出	屋外広告物法	3~5	まち整備課 景観形成係	協議 □要　・□不要
9	□	臨港地区内の建築及び工作物（海岸保全区域を含む）	港湾法	40	みなと振興・管理課	協議 □要　・□不要
10	□	床面積の合計が2,000㎡以上の建築	バリアフリー法	14	あんしん建築課 あんしん建築係	適合義務 □有　・□無
11	□	水道によって水の供給を受ける建築	水道法	16	水道局事業部 水道維持課	協議 □要　・□不要
	コメント等　・給水管の布設については、本市給水装置施工基準によること。 ・工事施工は佐世保市水道局指定管工事業者に限る。 ・佐世保市給水条例に基づく給水装置工事の施行承認を必要とする。					
12	□	都市ガス・プロパンガス等の供給を受ける建築物等	高圧ガス保安法	24	法内容に即して設計及び監理を行います。 設計者（監理者） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	
			ガス事業法	162		
			液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	38の2		
		建築物の電気設備	電気設備に関する技術基準を定める省令　平9通例52 通商産業省令第61号			
13	□	既存浄化槽を持つ建築物で確認申請が必要なもの	浄化槽法	3の2	環境保全課	協議 □要・□不要
	コメント等					

14	□	下水道法第10条第1項および第3項、第25条の2、第30条第1項及び関連法令等に関連する協議書 確認申請書を提出したいので意見をお願いいたします。
		建築場所： 建築主：　　設計者：
		主要用途：
		工事種別：　□新築　□増築　□改築　□その他（移転、用途変更、大規模の修繕・模様替）
		意見回答欄 □　公共下水道事業計画区域内 □　供用開始区域。公共下水道へ接続すること。 □　未整備地域。公共下水設置後接続すること。 □　公共下水道事業計画区域外 ※区域外から公共下水道へ接続される場合は、管理者の許可が必要です。 協議課：下水道事業課 受付番号 第　　号 ※確認
		コメント等 ①公共下水道に接続する排水設備工事は、佐世保市下水道工事指定業者でなければ施工できません。 ②接続については、取付管の有無などの事前調査（現地）が必要です。 ③事前調査、協議の結果、公共での取付管設置が可能と判断された場合、取付管設置願書受理後、工事完了まで約60日間必要となります。 ④下水道法に基づき、特定施設に該当する場合は、届出が必要となりますので事前協議を行ってください。 ⑤他人の土地、家屋、排水設備（共有管を含む）を使用する場合は、必ず所有権者の同意を得ること。 ⑥ディスポーザ（単体）は使用禁止です。ディスポーザキッチン排水処理システムを設置される場合は事前協議が必要です。

◆現地調査項目　**※太枠内記入（該当する箇所にチェック（☑））**

調　査　項　目	チェック欄		
排水の端末処理	□ 現地調査の結果支障ないと判断した	□ 権利者の承諾を得た	□ その他 （　　）
浄化槽の放流先について ○公共施設 ○民間施設	□ 管理者、所有者の許可又は承諾を得た	□ 管理者、所有者の許可又は承諾を得るため協議中 許可又は承諾が万が一得られない場合は、浄化槽以外の方法を検討する	□ その他 （　　）
民法第234条 （50ｃｍ以内）	□ 建築主に説明した。	□ 隣接者の同意を得た。	□ その他 （　　）
敷地の境界	□ 建築主立ち会いの上、実測した。	□ 公図、実測図に依った。	□ その他 （　　）
字図関係（敷地内）	里道　□ 有　・　□ 無 水路　□ 有　・　□ 無	□ その他 （　　）	
道路関係	法第42条第1項 □1号　□2号　□3号　□4号　□5号	□ 法第42条第2項 □ 敷地後退について建築主に説明した。 □ 法第42条第3項 □ 敷地後退について建築主に説明した。	□ 法第43条第2項第一号認定 □ 法第43条第2項第二号許可
農地法関係	□ 登記簿上の地目が農地	□ 登記簿上の地目は農地ではないが、現況又は課税地目が農地	□ 該当なし
申請地に関するその他の法令等			

※その他の項目に該当する場合は具体的な内容を記入してください。

◆その他法令　**※適用欄にチェック（☑）**

（No.23については必ず事前協議を行うようお願い致します）

No.	適用	項　　目	関係法令	協議担当課
1	□	開発行為等に関する検査済証交付前の建築承認通知書を添付したもの	都市計画法	開発サポート室
2	□	地区計画区域内の建築等（届出）	都市計画法	あんしん建築課　あんしん建築係
3	□	3階建て以上の建築物や15ｍを超える大規模工作物等又は延べ面積が1,000㎡を超える大規模店舗、遊技場等	佐世保市中高層建築物等建築指導要綱	あんしん建築課　あんしん建築係
4	□	80㎡以上の解体、500㎡以上の新増築、500万円以上の土工事、修繕・模様替の工事で請負金額1億円以上	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	あんしん建築課　あんしん建築係
5	□	特定生活関連施設の建築等	長崎県福祉のまちづくり条例	あんしん建築課　あんしん建築係
6	□	佐世保市立地適正化計画区域内での一定の開発建築行為や誘導施設の休廃止等（届出）	都市再生特別措置法	都市政策課　都市政策係
7	□	佐世保市景観計画区域内の建築等	景観法 佐世保市景観条例	まち整備課　景観形成係
8	□	風致地区内の建築	風致地区内における建築等の基準を定める法令	まち整備課　景観形成係
9	□	事業中の土地区画整理事業区域内での建築	土地区画整理法	まち整備課　都市再生係
10	□	駐車面積が500㎡以上の時間貸駐車場 （一般公共の用に供される）	駐車場法	まち整備課　都市再生係
11	□	住居表示	住居表示法	まち整備課　都市再生係
12	□	緑地協定	都市緑地法	公園緑地課　公園管理係
13	□	急傾斜地崩壊危険区域内の建築及び工作物	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	県北振興局　建設管理課
14	□	県道等（県道及び県管理の国道）及び２級河川・里道・水路に接する敷地への建築		県北振興局　建設管理課
15	□	県道等（県道及び県管理の国道）及び２級河川の改造・注水・占用	道路法等	県北振興局　建設管理課
16	□	地すべり地区内の建築	地すべり防止法	県北振興局　建設管理課
17	□	砂防地区指定区域内の建築	砂防法	県北振興局　建設管理課
18	□	自然公園区域内の建築	自然公園法	県北振興局　総務課
19	□	戦災復興街区内の建築		土木管理課
20	□	佐世保市道に接する敷地への建築 ・4ｍ未満の市道（特に注意） ・沿道掘削工事で影響のおそれがある場合		土木管理課
21	□	佐世保市道水路里道の改造注水占用	道路法等	土木管理課
22	□	土地登記簿謄本上、又は現況が田畑である敷地への建築	農地法	農業委員会
23	□	埋蔵文化財包蔵地内における建築等	文化財保護法	文化財課
24	□	国道35号線、205号線の道路境界線より30ｍ以内の建築		佐世保国道維持出張所
25	□	敷地面積9,000㎡以上または建築面積3,000㎡以上の工場の新設等　※工場の新設・移設・増設の際には、補助制度や税の優遇制度あり	工場立地法	企業立地推進室

26	□	店舗面積が1,000㎡を超える建築	大規模小売店舗立地法	県北商工観光課　商工課
27	□	病院・診療所・助産所	医療法	保健福祉部
28	□	薬局	薬事法	保健福祉政策課
29	□	ホテル・旅館・簡易宿泊所・下宿	旅館業法	生活衛生課
30	□	食堂・レストラン等に該当する建築	食品衛生法	生活衛生課
31	□	理容所・美容所	理容師法・美容師法	生活衛生課
32	□	化製場等	化製場等に関する法律	生活衛生課
33	□	獣畜の飼養又は収容の許可	化製場等に関する法律	生活衛生課
34	□	特定用途の延べ面積が3,000㎡を超える建築 （特定建築物が対象）	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	生活衛生課
35	□	公衆浴場・サウナ等法第2条第1項に該当するもの	公衆浴場法	生活衛生課
36	□	映画館・演芸場等法第2条第1項に該当するもの	興行場法	生活衛生課
37	□	10ｔ以下の飲料水タンクを有する建築物	小規模簡易専用水道維持管理指導要領	生活衛生課
38	□	10ｔを超える飲料水タンクを有する建築物	簡易専用水道維持管理指導要領	生活衛生課
39	□	専用水道	水道法	生活衛生課
40	□	クリーニング店	クリーニング法 水質汚濁防止法（ﾄﾞﾗｲｸﾘｰﾆﾝｸﾞ）	生活衛生課　環境保全課
41	□	コインランドリーの用途を有する建築	水質汚濁防止法（ﾄﾞﾗｲｸﾘｰﾆﾝｸﾞ） ｺｲﾝｵﾍﾟﾚｰｼｮﾝｸﾘｰﾝ（要綱）	生活衛生課　環境保全課
42	□	大気汚染・水質汚濁・騒音振動を生じる建築物	大気汚染防止法等	環境保全課
43	□	作業場（屋外・屋内）面積が100㎡以上の自動車整備工場	佐世保市環境保全条例	環境保全課
44	□	廃棄物処理施設の設置 （焼却施設等）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物指導課
45	□	共同住宅及び長屋住宅で住戸の戸数が6戸以上の建築	要請	廃棄物減量推進課
46	□	高圧線下の建築	電気事業法	九州電力送配電株式会社 佐世保配電事業所
47	□	電気事業法第66条第1項に定める一般用電気工作物	電気事業法	九州電力送配電株式会社 佐世保配電事業所
48	□	電波伝搬障害防止区域内の高さが31ｍを超える建築物及び工作物	電波法	九州総合通信局無線通信部陸上課（熊本）
49	□	建築協定		各地区協定員